|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **用語集** | | | |
| 用語の解説については、次の書籍等を引用しました。  本書において、専門用語、なじみのない用語及び難解な用語について、多くの方々にご理解していただけるよう、引用文献を活用して、できるかぎり説明していますが、一部説明困難な箇所があることをご了承願います。  引用  　・建築大辞典　彰国社  　・広辞苑　岩波書店  　・大辞林　三省堂  　・公益社団法人　日本オストミー協会　ホームページ | | | |
| **あ行** |  | | |
| アスペルガー症候群 | | 知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わない 広汎性発達障がいの１つ。 | |
|  | |  | |
| アルコーブ | | 室の壁面を後退させて造られた付属的な空間。開き戸の前に空間を造ることで、戸を開けたときに、廊下を歩いている人に戸がぶつからないようにするなど安全面でも効果がある。 | |
|  | |  | |
| オールジェンダートイレ | | 男性と女性を区別せずに、誰もが利用できるトイレ | |
|  | |  | |
| オストメイト | | ストーマ（人工肛門・人工膀胱）が造設されている人のこと。人工肛門保有者、 人工膀胱保有者ともいう。 | |
|  | | | |
| **か行** |  | | |
| カームダウン／クールダウン | | 人混み、音や光など環境の状況によって不安や恐怖等を感じ、パニックを起こした時に、気持ちを落ち着かせること。 | |
|  | |  | |
|  | |  | |
| 確認申請 | | 建築物の新築、増築等を行う場合に、建築主が建築基準法の規定に基づいて建築主事に対して行う申請。建築物に関する建築基準法の基準は技術的であり専門的であるために、建築主は一定規模以上の建築物（工作物、建築設備についても準用されるものがある）を建築、大規模の修繕や模様替え、用途変更などをする場合に、工事着手前に建築主事の確認を受けなければならない。また建築主事は、この申請を受けてから同法第６条第１項一～三号による建築物は35日、同条第１項四号による建築物については７日以内に、その計画が建築関係法令に適合しているか否かを審査しなければならない。 | |
|  | |  | |
| 輝度 | | ある方向から見た面の明るさの程度を示す測光量。すなわち、ある点から発せられている光源のまぶしさを示す光量を表す。単位はcd/㎡（カンデラ/平方メートル） | |
|  | |  | |
| 輝度比 | | 視対象とその背景の輝度の比。一般的にコントラストと言う。 | |
| くし板 | | エスカレーターにおいて、床面から踏段へ、踏段から床面へ移る案内板。 滑り止めとして縞模様を浮かせた黄銅や鋳鉄、またはアルミ合金で作られる。 | |
|  | |  | |
| 車止め | | 車の通行を禁ずること。車両が惰力その他の原因により逸走するのを防止するために設置する構造物。また、駐車場などで車の停止を助けるために設ける縁石コンクリートブロックなど。 | |
|  | |  | |
| 車寄せ | | 自動車の乗り降りのために，玄関前に設けた屋根つきの部分。 | |
|  | |  | |
| 蹴上げ | | 階段の１段の高さ。 | |
|  | |  | |
| 建築基準法 | | 建築物の敷地、構造、設備、用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康、財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。 | |
|  | |  | |
| 建築主事 | | 建築物、工作物および建築設備の計画の確認に関する事務をつかさどるために、 建設大臣が行う試験に合格した者のうちから、都道府県、特定の市町村および 特別区の長の任命を受けた者。 | |
|  | |  | |
| がい | | 脊椎や脊髄の損傷等により、箸が使いにくい、ボタンが上手くかけられない、字が 乱れるといった症状がでる障がいのこと。 | |
|  | |  | |
| **さ行** |  | | |
| 災害対策基本法 | | 国土ならびに国民の生命身体および財産を災害から保護するため、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図ることにより、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として制定された法律（昭和36年法律第223号）。 | |
|  | |  | |
| 彩度 | | 色彩の三属性の一。色の冴え、鮮やかさを表示する尺度。純色に近いほど高彩度で あるといい、無彩色に近いほど低彩度であるという。 | |
|  | |  | |
| サイトライン | | 可視線。劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点 （舞台や競技場）を見ることのできる視野の限界線のこと。 | |
|  | |  | |
| 色相 | | 色彩の三属性の一。色の主波長に関係し、赤、橙、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫などのように色知覚の性質を特徴付ける色の属性、およびそれを表現する尺度。 | |
|  | |  | |
| 視認 | | 目で確認すること。 | |
|  | |  | |
| 照度 | | 面の光を受ける程度を示す測光量。受照面の単位面積当りの入射光束をいう。 すなわち、ある光源によって照らされている面の明るさの度合い。単位はLx（ルクス）。 | |
|  | |  | |
| 障害者差別解消法 | | 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に公布された法律。（平成28年4月施行） | |
|  | |  | |
| 植樹枡 | | 主として街路樹（並木）を植栽するために、歩道、自転車道及び自転車歩行者道の 一部に縁石等で区画して設けられる植栽地をいう。 | |
|  | |  | |
| 触知図案内板 | | 触知図とは「触って知る図」のことで、建築物に設けられている移動等円滑化（バリアフリー化）されたエレベーター等の昇降機、便所、駐車施設の配置を、視覚障がい者が触って概要を把握できるよう、施設平面図及び主な設備は浮き上がった線や点字で標示するもの。墨字など視覚情報も併せて標記することで、目の見える方への案内板と兼ねることができる。 | |
|  | |  | |
| 重点整備地区 | | 生活関連施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設等）が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区等、バリアフリー法第２条第１項第21号の要件に該当する地区。 | |
|  | |  | |
| ストーマ装具 | | ストーマから排泄される便や尿を受けとめるための装具のこと。 | |
|  | |  | |
| スパイラルアップ | | 具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障がい者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。 | |
|  | |  | |
| 袖壁 | | 建物から外部へ突き出して設けられる壁。 | |
|  | | | |
| **た行** |  | |  |
| 手すり子 | | 手すりを支持する束材。竪子。 | |
|  | |  | |
| 段鼻（だんばな） | | 階段の段の先端。 | |
|  | |  | |
| ドアクローザー | | 開かれた扉を自動的に速度を調節して静かに戻し閉める装置。一般には扉の上方で 框とに取り付ける。 | |
|  | |  | |
| 特定建築物 | | 多数の者が利用する、バリアフリー法政令第４条で指定する建築物又はその部分。 | |
| 特定行政庁 | | 建築基準法に基づき、違反建築物に対する是正命令、不適格建築物に対する是正命令、用途地域内の建築制限に関する許可等を行う権限を有する機関。建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。 | |
|  | |  | |
| 特定道路 | | 移動等円滑化が特に必要なものとしてバリアフリー法政令第２条で定める道路法に よる道路をいう。 | |
|  | |  | |
| 特別特定建築物 | | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもののうち、バリアフリー法政令第５条で指定するもの。 | |
|  | | | |
| **は行** |  | | |
| パウチ | | ストーマ袋。ストーマに着けて便や尿を受けて収集する袋。多くは防臭性のある積層プラスチックフィルム製の使い捨ての製品。 | |
|  | |  | |
| バリアフリー法 | | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年施行）。従来の 「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」の2つの法律を統合、拡充して制定された。公共交通機関や道路、建築物等の整備や、一定の地区におけるこれらの間の経路の一体的な整備を推進し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。平成18年施行。 | |
|  | |  | |
| バリアフリートイレ | | 高齢者、障がい者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するための各種便房の総称。 | |
|  | |
| 反射グレア | | 視対象表面に光源が映って見やすさが損なわれる現象。黒板、アート紙の表面、油絵、ガラス入り画面など光沢ある対象に生ずる。すなわち、光源からの強い光が机や紙に反射したものを受けることによって生じるまぶしさ。 | |
|  | |
| ピクトグラム | | 案内用図記号。一般の施設、すなわち空港、駅など交通機関から、観光、文化、スポーツなどの施設で主に案内として用いられる視覚情報提供手段の１つ。 | |
|  | |  | |
| 風除室 | | 外気の進入を緩和するため、建物の玄関と室内の入口の間に設ける空間。 | |
|  | |
| み | | 階段において足を載せる段の上面。 | |
|  | |
| ベビーチェア | | 親等が便所を利用する際に、一時的に乳幼児を座らせる設備。 | |
|  | |  | |
| ベビーベッド | | 乳幼児などのための寝台。 | |
|  | |  | |
| 便房 | | 便所内における個室。便器を囲った空間。 | |
|  | |
| 防火区画 | | 火災時に延焼の拡大を防ぎ、火災を局部的なものに抑えると共に、避難を容易にするため一定面積以内ごと、竪穴区画または用途に応じてする防火的な区画。 | |
|  | |  | |
| ホワイエ | | 入口から集会室・会議室・ホールなどの間にある広い通路空間で休憩や歓談に使われる部分。 | |
|  | |
| **ま行** |  |  | |
| 明度 | | 色彩の三属性の一。物体の表面色の相対的な明暗に関する色の属性。視感反射率と 対応する。明るさは明暗に関する視覚的な属性をいい、明度は同一条件で照明した 白色面を基準としている。すなわち、色の持つ明るさの度合い。たとえば白や黄色は光の反射する率が高いため明度が高く、逆に黒や青は光の反射する率が少ないため 明度が低い。 | |
|  | |  | |
| 盲導鈴 | | 視覚障がい者の誘導・案内用のチャイムや信号音。門や建物出入口等に、その位置を知らせるために取り付けられる。 | |